

164

令和4年6月27日

三重県知事 あて

医療法人の住所

津市一色町字寺門215番地1

医療法人の名称 特定医療法人 暁純会

理事長名 武内 秀之

電 話 (059) 226-1111

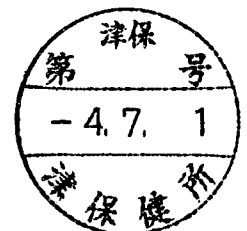


決 算 届

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの決算が終了しましたので、医療法第52条第一項の規定により届出します。

【添付書類】

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



事業報告書

(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 特定医療法人 暁純会
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 津市北丸之内82
 (主たる事務所)
- (従たる事務所) 榊原温泉病院
 津市榊原町1033-4
 津腎クリニック
 津市北丸之内92
 津ファミリークリニック
 津市押加部町16-46
 津看護専門学校
 津市安濃町田端上野970-10
- (3) 設立認可年月日 昭和 40 年 1 月 29 日
- (4) 設立登記年月日 昭和 40 年 2 月 23 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	武内 秀之	暁純会 理事長
常務理事	矢下 勝巳	暁純会 事務局長
理事	武内 操	武内病院 院長
同	矢田 隆志	榊原温泉病院 院長
同	野田 悦生	津腎クリニック 院長
同	塚田 哲也	武内病院 副院長
同	南 信仁	暁純会 本部長
監事	堀 英一郎	堀 英一郎 税理士事務所
同	北川 昌弘	北川 昌弘 税理士事務所
評議員	武内 徹郎	医療法人大樹会 理事長
同	上田 富和	元三重県国際交流財団 常務理事
同	久保 珠子	看護連盟 副会長
同	中川 久美子	看護協会職員
同	大野 真	社会福祉法人あけあい会 事務局長
同	吉永 千代子	社会福祉法人あけあい会 看護師長
同	前田 宏毅	老健みやがわ 副施設長
同	板谷 要	老健つつじの里 副施設長
同	井山 公秀	特養グリーンヒル 施設長
同	藤井 静仁	あけあい会 リハビリセンター長

同	坂口 隆一	特養明合乃里 施設長
同	佐伯 和秀	当法人元職員
同	大谷 邦夫	当法人元職員
同	稲森 次生	当法人元職員

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	武内病院	三重県津市北丸之内82番地	一般病床 101床 療養病床 46床
病院	榑原温泉病院	三重県津市榑原町1033-4	一般病床 127床 療養病床 158床
診療所	津腎クリニック	三重県津市北丸之内92番地	無
診療所	津ファミリークリニック	三重県津市押加部町16-46	無

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
津看護専門学校	津市安濃町田端上野970番10	
訪問看護ステーションさかきばら	津市榑原町1033-4	休止
榑原温泉病院脳脊髄疾患研究所	津市榑原町1033-4	休止
榑原温泉病院居宅介護支援センター	津市榑原町1033-4	
榑原温泉病院デイケアセンター	津市榑原町1033-4	
榑原温泉病院デイサービスセンター	津市榑原町1033-4	休止
榑原温泉病院訪問介護さかきばら	津市榑原町1033-4	休止

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当無		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

（社員総会）

令和 3年 5月29日	決算及び事業報告の件
令和 3年 5月29日	剰余金の処理の件
令和 3年 5月29日	新病院資金計画の件
令和 3年 5月29日	賞与支給率の件
令和 3年 5月29日	社員の選任の件
令和 3年 5月29日	理事・監事の選任の件
令和 3年 5月29日	理事退職慰労金支給の件
令和 3年11月27日	上半期決算報告の件
令和 3年11月27日	賞与支給率の件
令和 3年11月27日	新診療所開設の件
令和 3年11月27日	武内病院移転の件
令和 3年11月27日	土地の賃貸借契約の件
令和 3年11月27日	定款の一部変更承認の件
令和 3年11月27日	診療所並びに病院の管理者選任の件
令和 3年11月27日	本社の事業計画及び予算の変更設定の件

令和 4年 3月25日	予算及び事業計画の件
令和 4年 3月25日	借入金最高限度額の件
令和 4年 3月25日	定款の一部変更承認の件

(評議員会)

令和 3年 5月29日	決算及び事業報告の件
令和 3年 5月29日	剰余金の処理の件
令和 3年 5月29日	新病院資金計画の件
令和 3年11月27日	新診療所開設の件
令和 3年11月27日	武内病院移転の件
令和 3年11月27日	土地の賃貸借契約の件
令和 3年11月27日	定款の一部変更承認の件
令和 3年11月27日	本団体の事業計画及び予算の変更設定の件
令和 4年 3月25日	予算及び事業計画の件
令和 4年 3月25日	借入金最高限度額の件
令和 4年 3月25日	定款の一部変更承認の件

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

令和 4年 2月 2日	津腎クリニック
-------------	---------

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) そ の 他

法人名 特定医療法人 暁純会

※医療法人整理番号

所在地 津市北丸之内82

財 産 目 録

(令和 4年 3月31日現在)

1. 資 産 額	14,515,625,179 円
2. 負 債 額	7,584,518,990 円
3. 純 資 産 額	6,931,106,189 円

(内 訳)

(単位：円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	4,999,898,225
B 固 定 資 産	9,515,726,954
C 資 産 合 計 (A+B)	14,515,625,179
D 負 債 合 計	7,584,518,990
E 純 資 産 (C-D)	6,931,106,189

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 特定医療法人 暁純会

※医療法人整理番号

所在地 津市北丸之内82

貸借対照表

(令和 4年 3月31日 現在)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	4,999,898,225	I 流 動 負 債	916,655,542
II 固 定 資 産	9,515,726,954	II 固 定 負 債	6,667,863,448
1 有 形 固 定 資 産	8,408,013,476	負 債 合 計	7,584,518,990
2 無 形 固 定 資 産	34,366,853	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	1,073,346,625	科 目	金 額
		I 利 益 剰 余 金	6,931,106,189
		純 資 産 合 計	6,931,106,189
資 産 合 計	14,515,625,179	負 債 ・ 純 資 産 合 計	14,515,625,179

法人名 特定医療法人 暁純会

※医療法人整理番号

所在地 津市北丸之内82

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日)

(単位：円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 医療収益	6,676,387,116
2 医療費用	6,297,289,643
本来業務事業利益	379,097,473
医療利益	379,097,473
II 医療外収益	252,623,852
III 医療外費用	26,920,307
經常利益	604,801,018
IV 臨時収益	413,353,465
V 臨時費用	347,796,806
税引前当期純利益	670,357,677
法人税等	163,010,800
当期純利益	507,346,877

監事監査報告書

医療法人 暁 純 会
理事長 武内 秀之 殿

私たちは、医療法人暁純会の令和3会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。

その結果について、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他の重要な会議に出席するほか、理事会等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。


また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類（財産目録、貸借対照表及び損益計算書）の監査を実施しました。

監査結果

- (1) 事業報告は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年6月11日

医療法人 暁 純 会

監事 堀 英一郎 

監事 北川 昌弘 